

移住定住女子力小山の魅力発信事業運営支援業務委託に係る事業者選定として、簡易公募型プロポーザルを次のとおり実施するので、次のとおり公告する。

小山市長 浅野 正富

1. 業務概要

(1) 事業名

移住定住女子力小山の魅力発信事業 運営支援業務委託

(2) 業務の内容

地方創生推進交付金事業「移住定住女子力小山の魅力発信計画」により発足した、「移住定住女子力小山の魅力発信チーム」の運営支援を行う。

(3) 契約期間

契約日から令和 4 (2022) 年 3 月 31 日 (木) まで

2. 参加要件

(1) 参加者

①本事業を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同）とする。

②グループで応募する場合は、次のアからウまでの要件を満たすこと。

なお、グループの構成員は、他のグループの構成員としてまたは単独によりこの提案依頼に参加することはできない。

ア 構成員数は、4 社以内であること。

イ 事業役割を担う代表 1 社を選定することとし、その代表者が小山市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。

ウ グループで応募する場合は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(2) 参加資格要件

プロポーザル方式への参加者は、対象業務において小山市への入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「登録業者」という。）で、次の号に掲げる資格要件を満たす者とする。（グループで応募する場合には、全ての構成員について①～⑥の資格要件を満たすこと。）

①法人格を有する事業者であること。

②公告日現在において、小山市物品購入等入札参加有資格者であり、本事業と同種もしくは類似業務の受託または自ら実施した実績があること。

③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 規定に該当しないこと。

④小山市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項

に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う事業者でないこと。

- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）第24条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしている事業者でないこと。

(3)参加資格要件に関する特記事項

対象業務の特殊性などにより、特に市長が認めた場合は登録業者以外のもので、前項各号の要件を満たす者を参加者とすることができる。

ただし、未登録の場合には、速やかに手続きを行うこと。

3. 公募及び選定のスケジュール

(1)実施手続きの公表

令和3（2021）年6月3日（木）に本市のホームページ及び市庁舎掲示板により公表する。

(2)実施要領等の配布

本実施要領、仕様書、様式は、本市のホームページにて配布する。

小山市ホームページ <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

(3)質問書の受付

本プロポーザルに関し質問のある者は、令和3（2021）年6月9日（水）午後5時までに、質問書（様式1）により電子メールにて送信すること。

(4)質問の回答

令和3（2021）年6月10日（木）までに、本市のホームページで公表する。

(5)提出書類の受付

令和3（2021）年6月11日（金）～令和3（2021）年6月24日（木）午後5時必着

「9.提出書類及び作成要領」に記載の書式により作成し、事前に電話連絡の上、持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時～午後5時まで）または郵送（書留郵便または特定記録郵便に限る）により提出すること。

(6)審査委員会の実施

令和3（2021）年6月下旬を予定

(7)審査結果の公表

令和3（2021）年7月上旬を予定

本市のホームページにて公表すると同時に、参加事業者に書面により通知する。

(8)契約の締結

令和3（2021）年9月上旬を予定

4. 問い合わせ先

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号 市役所6階

小山市 総合政策部 シティプロモーション課 移住定住推進係

電話 0285-22-9376

FAX 0285-22-9546

電子メール：d-promotion*city.oyama.tochigi.jp

セキュリティ上、*をアットマークに読み替えてください